

広島県局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五号

広島県局設置条例の一部を改正する条例

広島県局設置条例（昭和二十九年広島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「企画振興局」を「地域政策局」に改める。

第三条第一号中(四)を(六)とし、(六)の前に次のように加える。

(五) 統計に関する事項

第三条第一号中(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、(二)の前に次のように加える。

(一) 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事項

第三条第二号中「企画振興局」を「地域政策局」に改め、同号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、(四)を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(広島県総合計画審議会設置条例の一部改正)

2 広島県総合計画審議会設置条例（平成十七年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「企画振興局」を「総務局」に改める。